

行政不服審査法の全部改正に伴う伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正について

～ 中 間 答 申 ～

平成28年1月

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会

目 次

中間答申に当たって	1
答申素案と考え方	
1 審理員による審理手続に関する適用除外について	2
2 不作為に係る審査請求の諮問対象追加について	3
3 諮問手続における弁明書について	4
4 提出資料の写しの送付等について	5
5 不服申立ての方法が審査請求に一元化されることに伴う文言等の整理について	6
6 改正条例の施行期日について	7
参考資料 1 諮問書	8

中間答申に当たって

伊勢崎市では、伊勢崎市情報公開条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 17 号。）に基づき、情報公開の総合的な推進に努めてきたところです。また、同時に伊勢崎市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 18 号。）に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護してきました。

これらの条例において、行政情報の公開請求による非公開決定等や自己情報の開示請求による非開示決定等に対する不服申立てについては、当審査会において慎重に審査を行い答申をしているところです。伊勢崎市においては当審査会に諮問する不服申立制度は、開示請求制度の公正性・適正性を担保するために非常に重要なものとなっています。

不服申立ては行政不服審査法に基づき行われますが、平成 26 年 6 月 13 日に全部改正された同法が公布されました。平成 28 年 4 月には改正された行政不服審査法が施行されることから、不服申立てに対する審査制度が大きく変わります。

このことについて、平成 27 年 12 月 11 日に伊勢崎市長から、「行政不服審査法の全部改正に伴う伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正について」諮問を受けました。

そこで、伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例において改正すべき事項について鋭意検討を進めてまいりましたが、現時点における当審査会としての検討結果がまとまりましたので、この中間答申を作成しました。

市においては、この中間答申の内容、趣旨等を踏まえ、市民の視点に立って、これらの条例の改正に当たっての考え方をまとめ、できる限り多くの市民の方々のご意見等をいただき、情報公開制度及び個人情報保護制度の充実に向けて積極的に取り組まれるよう要望します。

なお、当審査会としては、今後も引き続き、これらの条例の改正について審議を行い、市民の方々から寄せられたご意見等を参考にこの中間答申の内容を見直し、最終的な答申を作成したいと考えます。

平成 28 年 1 月 18 日

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会

答申素案

審理員による審理手続に関する規定を適用除外とするため、審理員の指名について規定した行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「改正法」という。）第 9 条第 1 項本文の規定を適用しないことは妥当である。

【関係規定】

- ・伊勢崎市情報公開条例第 17 条（審査会への諮問等）
- ・伊勢崎市個人情報保護条例第 38 条（不服申立ての措置）

【解説】

改正法第 9 条第 1 項のただし書では、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員を置くことを定めた改正法第 9 条第 1 項本文の適用を除外することができることを定めている。

適用を除外するためには、条例に特別の定めを置く必要があるため、伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例に改正法第 9 条第 1 項の本文を適用しない旨の規定を設けることが必要となる。

【答申素案の考え方】

伊勢崎市情報公開条例第 2 条に規定する実施機関は、行政情報の公開請求に対する公開決定等に対して行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあったとき及び伊勢崎市個人情報保護条例第 2 条に規定する実施機関は、自己情報の開示請求に対する開示決定等に対して行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあったときは、伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならないこととされている。

審査会は、優れた識見を有する者で構成された諮問機関であり、実施機関からの諮問を受け、その公開決定等や開示決定等の適法性、妥当性についてインカメラ審理の権限を持って調査審議し、答申している。

以上のことから、審理員を指名しなくとも、当審査会において調査審議を行うことにより、審理の公正性が確保できるため、改正法第 9 条第 1 項のただし書の規定により、同項本文の規定を適用除外とすることが妥当であると判断される。

答申素案

情報公開請求、自己情報開示請求、自己情報訂正請求及び自己情報利用停止請求に係る不作為の審査請求について審査会の諮問対象に追加することは妥当である。

【関係規定】

- ・ 情報公開条例第 17 条（審査会への諮問等）
- ・ 個人情報保護条例第 38 条（不服申立ての措置）

【解説】

現行における不作為の不服申立ては、処分の迅速化を促す手段にとどまっていたが、改正法では、申請に係る不作為の審査請求は、処分庁が当該申請を認容することを求めるものとなり、審査庁は、不作為が違法又は不当かのみならず、当該申請を認容すべきか否かの判断を行うこととなる。

【答申素案の考え方】

改正法の下では、情報公開請求や自己情報の開示請求等に係る不作為についても、審査会において当該不作為に係る審査請求の審査を経た上で裁決を出すことが望ましいことから、諮問対象に追加することが妥当と判断される。

答申素案

審査庁は、審査会に諮問するときに弁明書の写しを添付することは妥当である。

【関係規定】

- ・伊勢崎市情報公開条例第 18 条（諮問した旨の通知）
- ・伊勢崎市個人情報保護条例第 39 条（諮問した旨の通知）

【解説】

改正法第 29 条第 2 項を同法第 9 条第 3 項により読み替えて適用し、審査庁は処分庁等に対して弁明書の提出を求め、審査庁が処分庁等である場合は弁明書を作成し、審査請求人に送付する。

さらに、審査庁が審査会に諮問するときは、弁明書の写しを添付することを義務付けて審査請求に係る処分の決定理由を明らかにするもの。

【答申素案の考え方】

処分庁に対する弁明書の提出要求（審査庁が処分庁等である場合は弁明書の作成）は、改正法第 9 条第 1 項のただし書により審理員の指名をしない場合に審査庁が行うこととされており、その後の調査審議を審査庁が当審査会に諮問するにあたり、弁明書の写しの添付は必要不可欠なものであり妥当と判断される。

答申素案

審査会に提出された意見書や資料の審査請求人等に対する閲覧及び写しの送付について規定し、審査会がその必要がないと認める場合を除き、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴くことは妥当である。

【関係規定】

- ・伊勢崎市情報公開条例第 23 条（審査会における事件の取扱い）
- ・伊勢崎市個人情報保護条例第 50 条（審査会における事件の取扱い）

【解説】

改正法第 38 条第 1 項や第 78 条第 1 項により、審査請求人等からの提出書類等が電磁的記録である場合の閲覧方法が明確化されたことを踏まえ、電磁的記録の場合の取扱いを規定する。

また、改正法第 38 条第 2 項や第 78 条第 2 項により、審査請求人等から提出書類等の閲覧等において審査会が不要と認める場合を除き、当該提出書類等の提出者の意見を聴くことを義務付けるもの。

【答申素案の考え方】

審査会に提出される意見書や資料の中には、第三者の利益を害するおそれがある内容が含まれているなど閲覧及び写しの送付ができないものがあり得るため、当審査会が適切に判断できるよう当該閲覧等に係る当該提出資料等の提出者の意見を聴くことは妥当である。

答申素案

行政不服審査法の施行に伴い「不服申立て」を「審査請求」に改めるなどの文言等を整理すべきである。

【関係規定】

- ・伊勢崎市情報公開条例 第3章（審査請求等）
- ・伊勢崎市個人情報保護条例 第2章 第3節（審査請求）
第3章（事業者が取扱う個人情報の保護）
第4章（伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会）

【解説】

改正法では、不服申立てが審査請求に一元化されたことにより、異議申立ては処分庁に、審査請求は上級庁に行うという区別がなくなった。伊勢崎市の情報公開制度及び個人情報保護制度においては、各実施機関には消防長を除き上級庁が存在しないため、現行制度では異議申立てにより対応してきましたが、改正法において審査請求に一元化されることになったことから、文言等の整理を行うもの。

【答申素案の考え方】

現行では、処分庁に対する「異議申立て」及び処分庁の上級庁に対する「審査請求」を総称して「不服申立て」としてきたが、改正法では全て審査庁に対する「審査請求」に一元化されることから、「異議申立て」による処分庁の「決定」も「審査請求」による審査庁の「裁決」に統一される。

このため、伊勢崎市情報公開条例及び個人情報保護条例においても同様の改正を行い、文言等を整理することが妥当である。

答申素案

施行期日を行政不服審査法の施行の日である平成 28 年 4 月 1 日とすべきである。

【関係規定】

- ・ 情報公開条例 附則
- ・ 個人情報保護条例 附則

【解説】

施行日は、改正法の施行日（平成 28 年 4 月 1 日）と同日を予定している。

なお、施行日前になされた処分又は請求に係る不作為に係るものについては、従前の例によることとする。

【答申素案の考え方】

伊勢崎市情報公開条例における行政情報の公開決定等及び伊勢崎市個人情報保護条例における自己情報の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「現行法」という。）に基づく不服申立てがあった場合の措置を両条例に規定しているため、改正条例の施行日を改正法の施行日とすることは妥当であると判断する。

また、施行日前になされた処分又は請求に係る不作為に係る不服申立てについては、現行法に基づくことから現行の条例による措置とすることは妥当であると判断する。

伊総第 162 号
平成 27 年 12 月 11 日

伊勢崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 根岸 慎一 様

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆
(総務部総務課情報公開係)

伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正について（諮問）

このことについて、伊勢崎市情報公開条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 17 号）第 20 条第 2 項及び伊勢崎市個人情報保護条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 18 号）第 47 条第 1 項の規定により、次のとおり貴審査会の意見を求めます。

なお、市民の多様な意見を反映する機会を確保するため、貴審査会における審議の過程において、伊勢崎市市民参加条例（平成 18 年伊勢崎市条例第 15 号）第 6 条第 2 号に規定するパブリックコメント手続の実施など、市民参加に係る手続を実施したいと考えていますので御配慮ください。

1 諮問事項

行政不服審査法の全部改正に伴う伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例の一部改正について

2 諮問の趣旨

改正後の行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）では、原則として審理員による審理手続を導入し、審理手続の公正性の向上を図ることとしています。審理員を指名しなくとも審理の公正性が確保される場合は、条例に定めることで、審理員による審理手続を適用除外とすることを規定しています。一方、本市の情報公開・個人情報保護審査会では、異議申立人と処分庁の双方の主張を聴き、場合によっては対象となった公文書又は個人情報を検分した上で、処分庁が行った公開決定等又は開示決定等の適法性、妥当性についての議論及び専門的で公正かつ慎重な判断をしており、既に、審理員が行う審理手続と同等以上の審理を現に行っています。

以上のことから、伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例に特別の定めを設け、審理員による審理手続に関する適用除外について定め、現行の不服申立てに係る審査体制を維持することとします。併せて、不作為行為を審査会の諮問対象に追加することや伊勢崎市情報公開条例及び伊勢崎市個人情報保護条例において、行政不服審査法の施行に伴う文言等の整理その他必要な改正を行います。

そこで、本市の情報公開制度及び個人情報保護制度が市民に分かりやすく、利用しやすいものとして運用することができるよう、そのあり方について、これまでの両制度の運用状況、運用上の課題等を踏まえ、専門的かつ幅広い見地から貴審査会の意見を求めるものです。